

「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」の取組状況(令和4年度)

	取組の方向	R4具体的な取組	課題	R5取組内容	担当局・課
<b>(2) 社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者の支援</b>					
<b>ア 子供と家庭に対する切れ目ない見守り・支援</b>					
	<p>○ 福祉と教育の情報共有など、就学前から、子供たちを多面的・継続的に見守り、予防的に支援する仕組みを構築します。</p> <p>○ 専門職の確保や人材育成、市町へのアドバイザーの派遣等により、「子ども家庭総合支援拠点」の全市町への設置を促進します。</p>	<p>・府中町では学校のデータを含むデータにより試験的な運用を開始し、潜在的に支援が必要な児童を発見しました。</p> <p>・府中市では福祉のみのデータで試験的な運用が開始されました。</p> <p>・海田町ではシステム開発が完了しました。</p> <p>・三次市ではデータ分析を開始しました。</p> <p>市町に子ども家庭総合支援拠点が設置されるようアドバイザー派遣、研修を実施した結果、令和4年4月時点で、22市町に設置されました。</p>	<p>市町ごとにデータ分析を行っていることから、正確なデータが十分でなく、継続的な予測モデル(ある時点でいつまでに虐待が発生する可能性があるか)は開発できていない状況にあります。</p> <p>残り1町の設置について、専門職の確保等が難しい状況があります。</p>	<p>モデル4市町のデータを統合・仮名化し、データ分析を行います。</p> <p>残り1町に子ども家庭総合支援拠点が設置されるよう、引き続き市町アドバイザー派遣等で支援するとともに、令和6年度からの市町の「子ども家庭センター」の設置に向けて、国の動向を踏まえ、必要な整理を行います。</p>	<p>子供未来応援課</p> <p>子ども家庭課</p>
<b>イ 不登校の子供等への支援</b>					
	<p>○ SSR (スペシャルサポートルーム)の整備や、フリースクールとの連携などを含めた、多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途切れないための居場所づくりを進めるとともに、個々の児童生徒の状況に応じた学習支援を充実させるなど、不登校等児童生徒に対応する支援を充実させます。</p> <p>○ SC及びSSWの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。</p>	<p>・不登校SSR推進校を33校(小7校・中25校・義務1校)に拡充し、県教育委員会の指導主事等が定期的に終日訪問してサポートしたことにより、各推進校において、児童生徒の実態に応じた支援が行われました。</p> <p>・県教育支援センターの機能を強化し、来室とオンラインの両面から支援を行うSCHOOL"3"を開設し、児童生徒の居場所づくりの充実を図りました。</p> <p>・県内の不登校等児童生徒を支援している団体等と学校、市町教育委員会及び県教育委員会の4者による情報共有会を開催し、関係機関との連携の在り方について意見交換を行い、児童生徒が安心できる居場所づくりの充実を図りました。</p> <p>・小中連携の充実を図るため、SCを全ての小・中学校に配置、派遣しました。</p> <p>・加えて、特別支援学校を含む全ての県立高等学校へもSCを配置するとともに、SSWについても、配置校数を拡充し、教育相談体制の充実を図りました。</p> <p>・各種職能団体に加え、大学等の関係機関等と連携した、福祉の専門家への幅広い広報により、希望者の掘り起こしや、退職教職員への働きかけ等を行うことで、人材の確保を図りました。</p> <p>また、スーパーバイザー等を活用した連絡協議会を行うことで、専門性の向上を図りました。</p>	<p>・不登校等児童生徒が増加(R3年度7、246人。前年度比約1.3倍)しており、とりわけ、学校等の社会とつながりがもてていない児童生徒に対する支援が行き届いていないため、こうした取組を充実させる必要があります。</p> <p>相談件数が年々増加しているに伴い、各学校から配置や配置時間数増の要望が増加しており、家庭環境の変化や心の問題等のより複雑化・多様化する課題に対応できるよう、更なる人材確保及び専門性の向上、配置時間数の見直しを行う必要があります。</p>	<p>・不登校SSR推進校を35校(小9校・中26校)に拡充するとともに、SSR推進校に配置されたSSR担当教員が、同一中学校区以外の小中学校を巡回し、取組の成果等を推進校以外に対して普及していきます。</p> <p>・県教育支援センターSCHOOL"3"における支援を継続するとともに、支援の在り方等の普及に向けて、学校や教育支援センター等の環境整備、学習支援や学校生活支援のサポートをします。</p> <p>・県内の不登校等児童生徒を支援している団体等との情報共有会を継続し、関係機関が連携した児童生徒への支援について交流・協議します。</p> <p>・引き続き、SCを全ての小・中学校に配置、派遣するとともに、全ての県立高等学校への配置及び要望に応じた特別支援学校への派遣を行い、教育相談体制の充実を図ります。</p> <p>・SSWについては、中学校区への配置校の拡充を行うとともに、拠点校方式により、全校を支援対象とできるよう、県立高等学校においても、配置の拡充等を行います。</p> <p>・引き続き、各種職能団体に加え、大学等の関係機関等と連携し、幅広く福祉の専門家へ広報することにより、希望者の掘り起こしを図るとともに、退職教職員への働きかけ等を行うなどして、人材の確保を図ります。</p> <p>また、専門性の向上を図るために、スーパーバイザー等を活用し、年間3回程度の連絡協議会等を開催します。</p>	<p>個別最適な学び担当</p> <p>豊かな心と身体育成課</p>
<b>ウ ひきこもりの子供・若者、若年無業者(ニート)への支援</b>					
	<p>○ ひきこもりの早期発見、早期支援につなげるため、民生委員・児童委員など地域において支援に携わる方に、ひきこもり相談支援センターの業務内容の周知を図るほか、18歳以上を対象とする、ひきこもり相談支援センターと学齢期の長期欠席に対する情報の共有方法について、検討を進めます。</p>	<p>・ひきこもり相談支援センターにおいて、研修会等の開催や講演会出席、ホームページ、チラシ等での情報発信により継続的に周知を図りました。</p>	<p>・各ひきこもり支援関係者へひきこもり相談支援センターの業務内容を周知し、早期発見、早期支援支援につなげられるよう引き続き取り組む必要があります。</p>	<p>・引き続き、ひきこもり相談支援センターの業務等については、ホームページや各種研修会等で各関係機関に対して継続的に周知を図ります。</p>	<p>疾病対策課(個別最適な学び担当)</p>
	<p>○ ひきこもり相談支援センター等で相談支援を行う職員に対する実践的な研修等により、人材育成・確保に取り組むほか、ひきこもり相談支援センターと関係機関による連絡協議会の開催などにより、関係機関の連携強化に取り組めます。</p>	<p>・総合精神保健福祉センターにおいて、ひきこもり支援者を対象とした研修会を開催し、人材育成に取り組ましました。</p> <p>・居場所を設置するとともに、アウトリーチ支援の継続を行いました。</p>	<p>・ひきこもりの状態にある本人及びその家族等に必要な支援が適切に提供される体制について引き続き検討する必要があります。</p>	<p>・ひきこもり支援を適切に行える人材を育成し、県内のひきこもり支援の質の向上を図ります。</p> <p>・引き続き、実務者会議や連絡協議会の開催などにより、アウトリーチ支援の継続や居場所づくり等について検討します。</p>	<p>疾病対策課</p>
	<p>○ 高校中途退学者を含むニートの就業促進を図るため、広島地域若者サポートステーション(若者交流館)において、本人や家族への相談支援や、職場見学・作業体験、関係機関との連携の推進を図るほか、ひろしましごと館において、キャリアコンサルティングなど、若者の職業的自立に向け、きめ細やかな支援を推進します。</p>	<p>・若者交流館では、支援対象年齢を40歳代にまで拡大し、広島市くらしサポートセンターと連携して、従来のニート(39歳までの若年無業者)のみならず、就職氷河期世代を含めた生活困窮者も就業支援の対象として、関係機関と連携を図り、適切な支援機関の活用等を図りながら、相談者の早期の自立を促進しました。</p> <p>・ひろしましごと館のターゲットとなる就労への意欲はあるものの就労困難な若者への周知を図るため、県HP、SNS、リーフレットなどによる広報や、市町等が主催する合同企業説明会にて出張相談を実施するとともに、きめ細かいキャリア・コンサルティングや情報提供等の充実を図り、就職に繋がるよう取組を進めました。</p>	<p>・若者交流館は、働くことに悩みを抱えている若者やその家族のために、支援情報が行き届くよう、引き続き、周知活動を実施する必要があります。</p> <p>・ひろしましごと館では、支援を必要とする期間が長期化する傾向があり、就職者数は伸び悩んでいるが円滑に就職につなぐよう、引き続き支援を継続していく必要があります。</p>	<p>若者交流館及びひろしましごと館(若年者就業相談コーナー)において、引き続き、きめ細やかな就業支援を推進するとともに、関係機関と連携を進め、支援対象者へ情報が届くよう広報していきます。</p>	<p>雇用労働政策課</p>
	<p>○ 生活困窮者自立支援制度に基づく事業について、市町への助言や好事例の情報共有などにより、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進します。</p>	<p>制度が適切に運用されるよう、市町へ随時助言を行っています。また、市町担当職員を対象に事業の円滑実施と実施促進を目的とした研修会を開催し、好事例などの情報共有を図りました。</p>	<p>必要な方に必要な支援が届くよう、任意事業の実施促進及び事業従事者の資質の向上について引き続き取り組む必要があります。</p>	<p>研修の実施などにより事業従事者の資質の向上を図ります。</p> <p>また、研修などの機会を活用しながら取組事例などを情報共有し、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進していきます。</p>	<p>社会援護課</p>
	<p>○ 「子ども・若者支援協議会」を活用し、保健医療、教育、福祉、雇用といった個別分野の枠を超えた情報共有や連携・協力の促進、構成団体における支援内容の充実を図る取組を推進します。</p>	<p>・支援機関・団体を掲載しているマップの広報を行い、構成員相互の情報共有やネットワーク化の支援を行いました。</p> <p>・支援に携わる方等を対象とした、経験豊富な支援者を招き、意見交換会や講習会を開催し、人材育成支援を行いました。</p>	<p>支援機関・団体相互のネットワークは、一定程度形成されつつありますが、生活上困難を抱える子供若者が、速やかに適切な支援につながるよう、さらに連携を図っていく必要があります。</p>	<p>・会議の機会や広報を通じ、支援機関・団体相互の情報共有や連携促進が図られるよう、引き続き取り組みます。</p> <p>・支援機関・団体のニーズ等を踏まえ、実務者会議及び講習会を開催し、支援の充実につながるよう取り組みます。</p>	<p>県民活動課</p>
<b>エ 非行防止・立ち直り支援</b>					
(共通)					
	<p>○ 学校や地域との連携強化により、小・中学生に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。</p>	<p>学校等関係機関と連携した犯罪防止教室や少年警察ボランティアの活動、少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動等により、子供の規範意識の醸成を図りました。</p>	<p>次代を担う子供の健全育成を図るため、今後も、低年齢の子供に対する規範意識の醸成を図る取組を継続する必要があります。</p>	<p>学校と連携した犯罪防止教室の実施や少年警察ボランティアによる学校担当制の充実を図るとともに、少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動を推進します。</p>	<p>少年対策課</p>
	<p>○ 少年サポートセンターを中心として、継続補導や、少年サポートルームの開催など、各種立ち直り支援を継続的に実施し、効果的な再非行防止対策を推進していきます。</p>	<p>少年サポートセンターを中心とした継続補導、学習支援や体験活動を行う少年サポートルームの開催、サポート会議の実施など各種立ち直り支援活動を継続的に実施し、再非行防止対策を継続実施しました。</p>	<p>再非行率は減少傾向を維持しているものの非行少年総数が12年ぶりに増加し、再非行者数も前年比11.8%増加しました。非行少年総数の内、中学生以下が5割を占めており、これら少年の再非行防止対策を継続する必要があります。</p>	<p>従来の2カ所に加え東広島市に新たな少年サポートセンターの準備室を設置し、少年サポートセンターを中心として継続補導や少年サポートルームなどの各種立ち直り支援活動を実施します。</p>	<p>少年対策課</p>
	<p>○ 広島県青少年健全育成条例に基づき、青少年に有害な環境の改善を図るため、立ち入り調査や広報啓発活動を推進します。</p>	<p>条例に基づき、書店、コンビニ、ゲームセンター、カラオケ、ネット通信機器の取扱店等への立ち入り調査を県内668カ所で行った結果、自主規制の実施状況等の調査・指導を実施しました。</p>	<p>ゲームソフト等に関し、一部店舗において、区分陳列や店員への条例周知が徹底されていない状況があります。また、店舗などに加え、インターネット利用においても、青少年を有害な環境から守るための取組を推進する必要があります。</p>	<p>・市町と連携した店舗への立ち入り調査や業界団体への働きかけ等を通じて、事業者への改善指導や啓発を行います。</p>	<p>県民活動課</p>
	<p>○ (公社)青少年育成広島県民会議や市町などと連携し、非行防止などに関する啓発活動を推進します。</p>	<p>7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び11月の「子供・若者育成支援推進強調月間」にあわせ、青少年の非行防止と保護やあいさつ・声かけ運動等の推進のための啓発を市町や青少年育成団体と協働して、集中的に実施しました。</p>	<p>若年層のコミュニケーションツールとして、SNSが広く普及するなど、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえた効果的な広報啓発を推進する必要があります。</p>	<p>7月及び11月の月間行事にあわせ、市町や青少年育成団体と連携した取組や、街頭啓発、ポスター、ホームページ、SNSを活用した広報啓発を行います。</p>	<p>県民活動課</p>

	<p>○ 再非行を防止するため、就労体験などの取組により、実際の雇用につながる協力雇用主の確保や、一般就労が困難な少年を福祉的支援につなぐ取組について検討します。</p>	<p>・就労が困難な状況にある刑事司法手続終了者に対する伴走型の就労支援・職場定着支援を実施した。 ・修学支援として、少年院において高等学校教育の機会が提供できるよう、高等学校の授業料等支援制度について周知しました。</p>	<p>・就職後、3か月以内の早期に離職する者が一定数いるため、就労継続率向上に向けて改善策を検討していく必要がある。関係機関と連携し、支援情報が届き活用されるよう取組む必要があります。</p>	<p>犯罪や非行をした人のうち、就労が困難な状況にある刑事司法手続終了者に対し、伴走型の就労支援・職場定着支援を実施するとともに、国や他県の支援事例の情報収集を行い、就労継続に向けた支援活動に取り組めます。</p>	<p>県民活動課</p>
(教育関連)					
	<p>○ 課題を抱える学校に対し、スクールサポーターを配置し、校内における児童・生徒の問題行動に対する指導・助言や、児童・生徒からの相談に対応することにより、児童生徒が安全に、安心して学べる教育環境を確立し、少年犯罪等の防止、及び青少年の健全育成を推進します。</p>	<p>・学校警察連絡協議会や学校警察相互連絡制度の効果的な運用、関係諸機関等を含めたケース会議等を通して、児童生徒の個々の特性や家庭環境等の背景を踏まえ、それぞれの立場による専門性を生かした支援を行うとともに、スクールサポーターとの円滑な情報共有を図り、更なる協働体制の確立を推進しました。</p>	<p>・家庭の経済状況や家族関係が変化し、児童生徒が抱える課題が一層多様化・複雑化しており、警察をはじめとした関係機関との連携を図り、それぞれの立場による専門性を生かした適切な対応や支援を行って行く必要があります。</p>	<p>・学校とスクールサポーターがそれぞれの役割に応じてより有効な取組を進めていくことができるよう、日常的な学校との情報交換に加え、生徒指導部等へ出席し、学校の取組や指導方針、課題のある生徒の状況などを共有するなど、児童生徒個々の実態に係る情報連携を充実させます。 また、スクールサポーターの専門性を生かし、学校と連携して面談等や問題行動の未然防止・再発防止の充実を図ります。</p>	<p>豊かな心と身体育成課 (少年対策課)</p>
	<p>○ 市町におけるスクールサポーターの配置拡充に向けた働きかけを推進するとともに、スクールサポーターの運用がより効果的なものとなるよう学校との連携強化を図ります。</p>	<p>市町へのスクールサポーターの配置拡充に向けた働きかけを行うとともに、学校・教育委員会と連携し、スクールサポーターの効果的な運用を図りました。</p>	<p>引き続き、拡充に向けた働きかけと効果的な運用を図る必要があります。</p>	<p>市町へのスクールサポーターの配置拡充に向けた働きかけを実施するとともに、課題を抱える学校との連携を強化し、スクールサポーターによるいじめの未然防止・早期発見や非行防止を目的とした見守り活動など、スクールサポーターの効果的な運用を図ります。</p>	<p>(豊かな心と身体育成課) 少年対策課</p>
	<p>○ 公立学校において、非行防止教室を実施し、児童生徒が犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、児童生徒の非行防止に係る指導の充実を図ります。</p>	<p>・複雑化・多様化する児童生徒を取りまく実態に応じた指導や支援が行えるよう、関係機関と連携し、非行防止教室のテーマに応じた専門性の高い講師を招聘するなど、取組内容の充実を図りました。</p>	<p>・SNSをはじめ、児童生徒が巻き込まれる犯罪や非行の実態も多岐にわたるため、関係機関と連携を図りながら、取組を進める必要があります。</p>	<p>・児童生徒が被害者にも加害者にもならないようにするため、各小・中・高等学校における非行防止教室等において、警察や携帯電話会社等の外部講師を招き、違法投稿や自撮り被害等、SNSの適切な活用についての講話を行うことや、全国的に報道された事例に触れるなどの工夫を図りながら、取組の充実を図ります。</p>	<p>豊かな心と身体育成課 (少年対策課)</p>
(児童家庭福祉関連)					
	<p>○ 広島学園の入所児童の自立を支援するため、関係機関と連携して自立に向けた生活支援や学習支援と合わせて行動様式を学ぶプログラムを実施し、社会適応をサポートします。また、義務教育終了後に支援を要する子供の生活の安定と自立を支援する「自立援助ホーム」について、圏域や地域の児童人口に配慮して、設置を促進します。</p>	<p>広島学園では、関係機関と連携し、生活支援、学習支援および行動様式を学ぶプログラムを実施しました。また、県東部に2所の自立援助ホームを設置し、事業を開始しました。</p>	<p>広島学園では、入所児童の課題解決および社会適応のサポートを継続する必要があります。また、各地域に設置された自立援助ホームで、引き続き、支援を要する子供の生活の安定と自立を支援していく必要があります。</p>	<p>広島学園では、関係機関と連携し、生活支援、学習支援および行動様式を学ぶプログラムを実施しています。また、自立援助ホームについては、引き続き、支援を要する子供の利用を促進していきます。</p>	<p>こども家庭課</p>
(薬物関連)					
	<p>○ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動やヤング街頭キャンペーン、薬物乱用防止教室等により、普及啓発活動を推進します。</p>	<p>啓発ポスターの掲示、リーフレットの配架、国連募金への協力等、薬物乱用防止啓発活動を実施しました(ヤング街頭キャンペーンは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止)。</p>	<p>若年層の大麻乱用が拡大しているため、大麻の危険性について若者に正しい情報を啓発する必要があります。</p>	<p>近年、大麻は安全、大麻は依存症にならない等の誤った情報が拡散されており、大麻事犯による検挙人員が増加しているため、主に大麻の危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法などを周知します。</p>	<p>薬務課</p>
	<p>○ 関係機関・団体と緊密な連携を図り、相談支援、依存者への個別専門指導、支援人材の育成などを進めるとともに、県内の関係医療機関の薬物依存治療の現状把握を行い、依存症者の受け入れ促進に向けた検討を行います。</p>	<p>相談員による個別相談及び月一回依存症専門医師相談、県内2か所で月一回の家族教室実施、県福山庁舎での出張相談、支援者・当事者家族向け研修会の実施、少年矯正施設や保護観察所等関係機関への技術支援、国立精神・神経医療研究センターの研究協力、回復施設の連携を行いました。</p>	<p>当事者・家族が相談のできる県内支援機関が依然少ないため、通いやすい相談先を確保していく必要があります。</p>	<p>関係機関・団体との連携をより緊密にし、当事者・家族の相談支援に対して回復プログラムの取組みを支援します。</p>	<p>薬務課</p>
(3) 地域社会における支え合いの推進					
	<p>○ 地域住民と民生委員・児童委員、企業・ボランティア、NPO、まちづくり協議会等、多様な主体が連携・協働して、住民の抱える課題の重篤化の抑制やコミュニケーションの増加、共助による支え合いを進めます。</p>	<p>・地域主体で課題解決を試みるモデル活動への支援を継続して実施しました。(5地域) ・地域主体活動や市町の包括的な相談支援体制構築に向けて市町職員等への研修会を開催しました。 ・広島商工会議所ホームページに「民生委員・児童委員としての活動してみませんか?」の掲載を実施、民生委員の日に合わせ、SNSを活用し広報を行うことを通じ、幅広い世代の県民へ働きかけを実施しました。 ・県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会が行う研修会等の支援を行い、民生委員・児童委員の質の向上を図りました。</p>	<p>・人口減少・少子高齢化等による核家族化や単身世帯等の家族機能の変化、また、地縁等の脆弱化により共同体機能が低下しています。 ・個人・世帯が抱える生活課題は、複雑化・多様化(8050、ダブルケア、社会的孤立など)しているため、地域と行政・専門職等が連携・協働して課題解決に取り組む必要があります。</p>	<p>・地域主体活動や市町の包括的な相談支援体制構築に向けて、市町職員等への研修会・市町連絡会議を開催します。(計6回/夏季～年内開催) ・これまでの取組や実態調査から得られた課題等を踏まえて、今後の方向性を整理して「第2期広島県地域福祉支援計画」を策定し、新たな施策展開へつなげていきます。</p>	<p>地域共生社会推進課</p>
	<p>○ 地域の見守り活動の推進、民生委員・児童委員の確保、地域の担い手の養成など、見守り合い・支え合いの推進に取り組めます。</p>	<p>・県職員退職予定者説明会、県職員退職者広報誌「ふれあい」への掲載等を実施しました。 ・広島商工会議所ホームページに「民生委員・児童委員としての活動してみませんか?」の掲載を実施、民生委員の日に合わせ、SNSを活用し広報を行うことを通じ、幅広い世代の県民へ働きかけを実施しました。 ・県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会が行う研修会等の支援を行い、民生委員・児童委員の質の向上を図りました。</p>	<p>・地域課題が複雑・多様化し、民生委員・児童委員の役割や負担が増す中、企業等の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不在などにより、依然として手不足が課題となっています。</p>	<p>・民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに向け、広く県民等に対して、地域住民や各種相談機関等の専門機関等にとって重要な役割を担っていることや、その活動内容などについて普及啓発し、引き続き手不足の解消を図ります。 ・県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会が行う研修会等の支援を行い、民生委員・児童委員の質の向上を図ります。</p>	<p>子ども家庭課 地域共生社会推進課</p>
(4) 安全・安心なインターネット利用環境づくり					
	<p>○ 外部の専門団体とのさらなる連携を図り、効果的な違法・有害情報に対する取り締まり、捜査を実施するとともに、サイバー防犯ボランティア等の関係機関と連携し、学生・児童・保護者・教員等に対する被害防止教室の開催等による広報啓発活動を推進します。</p>	<p>違法・有害情報に対する捜査・取締りを実施するとともに、サイバー防犯ボランティア・大手通信事業者・関係機関等と連携し、犯罪防止教室の開催によりインターネットの適切な利用等の啓発活動を実施しました。</p>	<p>インターネットの普及に伴い、違法・有害情報に接する機会が増えることから、取締りや広報啓発活動を推進する必要があります。</p>	<p>違法・有害情報の把握に努め、捜査・取締りを推進するとともに、サイバー防犯ボランティア・大手通信事業者・関係機関等と連携した犯罪防止教室の開催及び県警ホームページ・SNSの活用により、広報啓発活動を推進します。</p>	<p>サイバー犯罪対策課 少年対策課</p>
	<p>○ インターネット上で、援助交際を求める等の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起メッセージ等を投稿して広報啓発を行うとともに、書き込みを行った少年を補導し、少年や保護者に直接注意や指導を行うことにより、福祉上の被害を未然に防止します。</p>	<p>インターネット上で援助交際を求める等の不適切な書き込みに対して、サイバー防犯ボランティアと連携しサイバーパトロールを行い、SNS事業者に削除依頼を行いました。</p>	<p>SNSに起因した子供の犯罪被害は依然として発生していることから、引き続き、サイバーパトロールを強化し、被害の未然防止活動を推進する必要があります。</p>	<p>インターネット上で援助交際を求める等の不適切な書き込みに対して、サイバー防犯ボランティアと連携し、サイバーパトロールを実施します。</p>	<p>サイバー犯罪対策課 少年対策課</p>
	<p>○ 「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」を開催し、スマートフォンやインターネットに係るトラブルへの対応等について、関係機関と意見共有し、今後の児童生徒への指導の在り方等を協議します。</p>	<p>携帯電話等の使用における課題について、引き続き、具体的な状況を把握し、関係団体との情報共有を図ることで、スマートフォンやタブレット等の利用によるいじめや性犯罪被害の未然防止に向けた指導や支援の充実にも努めました。</p>	<p>SNSへの投稿による誹謗中傷やプライバシーの侵害等様々なトラブルが発生しており、携帯電話等やインターネット利用の危険性等を周知する指導を継続する必要があります。</p>	<p>PTAなどの関係団体と連携を行い、入学式やPTA総会などの様々な機会をとらえて、一人1台端末の利用を含めたインターネット問題に関する啓発を行うなど、引き続き、インターネットの適切な利用等について、関係団体等と情報共有を図ることや、児童生徒及び家庭への支援の充実にも努めます。</p>	<p>豊かな心と身体育成課</p>
	<p>○ 中学校の入学説明会等の機会をとらえ、保護者を対象とするフィルタリング利用や家庭でのルール作りを推奨する犯罪防止教室を開催する等、インターネットの適切な利用や自撮り被害などインターネット利用に起因する被害の防止に関する広報啓発活動を推進します。</p>	<p>・中学校の入学説明会等の機会に、保護者を対象としたフィルタリング利用や家庭でのルール作りを推奨する啓発活動を実施し、「フィルタリング」利用の必要性を記載した広報啓発用チラシを配付しました。 ・親子への適正なインターネット利用啓発を目的として、県内の中学1年生及び小学4年生全員に自撮り被害防止やインターネット適正利用に関する啓発資料の配付を行いました。 ・春の進級・進学を前に、国や広島市と連携し、スマホ時代の子育てセミナーを開催しました。</p>	<p>・インターネットの利用に係る被害等から子供を守るため、今後も、継続して啓発活動を推進する必要があります。 ・インターネット利用の低年齢化に対応した啓発を実施していく必要があります。</p>	<p>・犯罪防止教室や入学説明会等のあらゆる機会をとらえて、インターネットの適切な利用やフィルタリング普及促進のための啓発活動を推進します。 ・運転免許センターにおいて、インターネットの適切な利用啓発にかかるポスターの掲示やマツダスタジアムのオーロラビジョンを利用したフィルタリングに関する広報を行うなど、インターネットの利用に係る被害防止に向けた広報啓発活動を実施します。 ・子供の発達段階に応じた啓発活動を継続的に行っていくとともに、ペアレンタルコントロールに関する啓発を実施します。 ・フィルタリング利用促進や自撮り被害防止のため、青少年健全育成条例の改正を検討します。</p>	<p>県民活動課 少年対策課</p>